

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2021年8月26日	
【会社名】	工藤建設株式会社	
【英訳名】	KUDO CORPORATION	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 工藤 英司	
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10	
【電話番号】	045(911)5300(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 秋澤 滋	
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10	
【電話番号】	045(911)5300(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 秋澤 滋	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	305,089,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	138,300株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

(注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、当社の執行役員及び従業員に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、「譲渡制限付株式報酬制度」(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決定し、本募集は、2021年8月26日開催の当社取締役会決議により行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の処分は、本制度に基づき、当社第51期事業年度から第54期事業年度(2021年7月1日～2025年6月30日)の期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の執行役員2名及び従業員612名(以下、「割当対象者」といいます。)に対して支給された金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより行われるものです。また、当社は、割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

譲渡制限期間

2021年12月27日～2025年6月30日

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」といいます。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」といいます。)

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点(以下、「期間満了時点」といいます。)において下記 の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2021年7月から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を48で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるもの)の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとなります。

組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、2021年7月から当該承認の日を含む月までの月数を48で除した数に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	138,300株	305,089,800	
一般募集			
計(総発行株式)	138,300株	305,089,800	

(注) 1. 第1 [募集要項] 1 [新規発行株式] (注) 1. 「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を割当対象者に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づき、割当対象者に対する当社第51期事業年度から第54期事業年度(2021年7月1日~2025年6月30日)までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額	内容
当社の執行役員：2名	400株	882,400円	4事業年度分 (第51期事業年度から第54期 事業年度までの期間分)
当社の従業員：612名	137,900株	304,207,400円	4事業年度分 (第51期事業年度から第54期 事業年度までの期間分)

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,206		100株	2021年12月13日～ 2021年12月24日		2021年12月27日

- (注) 1. 第1 [募集要項] 1 [新規発行株式] (注) 1. 「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を割当対象者に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
4. 本自己株式処分は、本制度に基づき、割当対象者に対する当社第51期事業年度から第54期事業年度(2021年7月1日～2025年6月30日)までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
工藤建設株式会社 経営管理部	神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

- (注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	3,000,000	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用、有価証券届出書作成費用等であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、金銭以外の財産の現物出資によるものであるため、手取額ははありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業リスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第49期)及び四半期報告書(第50期第3 四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2021年8月26日)現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2021年8月26日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出以降、本有価証券届出書提出日(2021年8月26日)までの間において、以下の臨時報告書を2020年9月30日に関東財務局に提出しております。

(2020年9月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2020年9月29日開催の第49期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年9月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 105円00銭 総額 119,877,870円

ロ 効力発生日

2020年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開等に対応するため、事業目的に関する規定(定款第2条)の一部変更を行うものであります。その他、条文の新設に伴い、号数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

庄司盛弘、苫米地邦男及び水上亮比呂を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	9,833	0		(注)1	可決 99.98
第2号議案 定款一部変更の件	9,833	0		(注)2	可決 99.98
第3号議案 監査役3名選任の件					
庄司 盛弘	9,780	53		(注)3	可決 99.44
苔米地 邦男	9,832	1		(注)3	可決 99.97
水上 亮比呂	9,833	0		(注)3	可決 99.98

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第3 最近の業績の概要

2021年8月6日開催の当社取締役会において決議された2021年6月期決算短信〔日本基準〕(非連結)に掲載されている第50期(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)会計年度の財務諸表は以下のとおりであります。ただし、この財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューは終了しておりません。

(1) 貸借対照表

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	1,898,402	2,788,410
受取手形	-	583
完成工事未収入金	1,445,259	731,349
不動産事業未収入金	9,097	6,162
介護事業未収入金	687,133	721,536
未成工事支出金	619,670	393,597
不動産事業支出金	398,232	398,274
貯蔵品	46,201	38,948
短期貸付金	7,860	7,500
前払費用	296,918	303,331
立替金	283,854	55,108
その他	202,489	47,125
貸倒引当金	5,972	5,618
流動資産合計	5,889,149	5,486,307
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,832,020	1,845,712
減価償却累計額	1,127,956	1,174,335
建物(純額)	704,064	671,377
構築物	101,346	109,066
減価償却累計額	49,610	53,850
構築物(純額)	51,736	55,215
車両運搬具	90,554	93,244
減価償却累計額	86,972	87,326
車両運搬具(純額)	3,581	5,918
工具器具・備品	416,316	472,313
減価償却累計額	348,170	376,744
工具器具・備品(純額)	68,146	95,569
土地	1,945,680	1,945,680
リース資産	706,004	706,004
減価償却累計額	92,148	161,260
リース資産(純額)	613,855	544,743
有形固定資産合計	3,387,064	3,318,504
無形固定資産		
ソフトウェア	26,942	38,922
のれん	142,061	103,317
その他	26,001	25,624
無形固定資産合計	195,005	167,864

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
投資その他の資産		
投資有価証券	127,567	144,061
関係会社株式	6,600	6,600
長期貸付金	185,778	182,575
前払年金費用	105,568	122,715
長期前払費用	43,839	32,171
破産更生債権等	2,018	2,352
差入保証金	3,740,076	3,885,311
繰延税金資産	132,417	124,605
その他	78,906	94,236
貸倒引当金	4,124	7,116
投資その他の資産合計	4,418,648	4,587,513
固定資産合計	8,000,718	8,073,882
資産合計	13,889,867	13,560,189
負債の部		
流動負債		
工事未払金	1,359,044	973,049
不動産事業未払金	54,654	57,370
短期借入金	1,410,000	700,000
1年内返済予定の長期借入金	667,221	667,675
1年内償還予定の社債	40,000	30,000
リース債務	65,639	66,955
未払金	281,687	332,798
未払法人税等	76,736	126,135
未払費用	227,458	238,761
未成工事受入金	899,769	711,878
預り金	460,717	468,256
完成工事補償引当金	57,695	55,182
賞与引当金	33,905	82,807
役員賞与引当金	-	21,800
転貸損失引当金	33,126	28,662
その他	336,142	492,680
流動負債合計	6,003,797	5,054,011
固定負債		
社債	70,000	40,000
長期借入金	966,287	1,299,572
リース債務	664,999	598,045
預り保証金	1,837,660	2,015,549
長期預り金	8,566	7,631
資産除去債務	20,203	20,586
転貸損失引当金	171,015	128,028
その他	869	2,018
固定負債合計	3,739,600	4,111,431
負債合計	9,743,398	9,165,443

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	867,500	867,500
資本剰余金		
資本準備金	549,500	549,500
資本剰余金合計	549,500	549,500
利益剰余金		
利益準備金	149,062	149,062
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,081,197	3,317,034
利益剰余金合計	3,230,259	3,466,096
自己株式	496,387	496,735
株主資本合計	4,150,871	4,386,360
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,401	8,385
評価・換算差額等合計	4,401	8,385
純資産合計	4,146,469	4,394,746
負債純資産合計	13,889,867	13,560,189

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
売上高		
完成工事高	10,987,942	12,194,291
不動産事業等売上高	2,721,880	2,646,518
介護事業売上高	4,941,048	4,960,358
売上高合計	18,650,871	19,801,167
売上原価		
完成工事原価	9,334,921	10,461,704
不動産事業等売上原価	2,432,159	2,275,882
介護事業売上原価	4,450,876	4,525,804
売上原価合計	16,217,957	17,263,390
売上総利益		
完成工事総利益	1,653,021	1,732,587
不動産事業等総利益	289,721	370,635
介護事業総利益	490,171	434,553
売上総利益合計	2,432,914	2,537,777
販売費及び一般管理費		
役員報酬	138,219	153,005
従業員給与手当	627,805	673,926
賞与	112,400	137,530
賞与引当金繰入額	40,225	90,777
退職給付費用	19,548	20,899
法定福利費	127,566	143,041
福利厚生費	34,974	35,113
通信交通費	32,613	33,079
広告宣伝費	74,418	50,376
交際接待費	23,880	15,333
減価償却費	91,727	89,891
賃借料	9,275	9,693
地代家賃	19,358	22,913
租税公課	122,313	130,814
事務用品費	18,624	18,041
支払手数料	102,917	150,880
貸倒引当金繰入額	3,012	125
雑費	159,133	161,021
販売費及び一般管理費合計	1,758,015	1,936,466
営業利益	674,899	601,310

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
営業外収益		
受取利息	4,320	4,161
受取配当金	7,317	8,134
助成金収入	4,395	46,301
雑収入	4,678	17,057
営業外収益合計	20,711	75,655
営業外費用		
支払利息	101,690	101,968
支払手数料	5,434	16,467
社債利息	400	191
貸倒引当金繰入額	2,634	2,512
雑損失	970	3,929
営業外費用合計	111,131	125,069
経常利益	584,480	551,897
特別利益		
事業譲渡益	-	11,625
資産除去債務履行差額	700	-
特別利益合計	700	11,625
特別損失		
減損損失	3,744	-
固定資産除却損	-	0
特別損失合計	3,744	0
税引前当期純利益	581,436	563,522
法人税、住民税及び事業税	173,081	203,702
法人税等調整額	1,861	4,105
法人税等合計	171,219	207,807
当期純利益	410,216	355,715

製造原価明細書

完成工事原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		587,351	6.3	455,837	4.4
外注費		7,966,718	85.3	9,256,419	88.5
経費		780,850	8.4	749,446	7.2
(うち人件費)		(392,499)	(4.2)	(351,133)	(3.4)
合計		9,334,921	100.0	10,461,704	100.0

(注) 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

不動産事業等売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
土地原価		-	-	-	-
不動産販売経費		-	-	-	-
不動産賃貸経費		2,432,159	100.0	2,275,882	100.0
合計		2,432,159	100.0	2,275,882	100.0

(注) 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

介護事業売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
人件費		2,621,711	58.9	2,629,225	58.1
賃借料		817,340	18.4	800,519	17.7
その他経費		1,011,824	22.7	1,096,059	24.2
合計		4,450,876	100.0	4,525,804	100.0

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自2019年7月1日 至2020年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	867,500	549,500	149,062	2,876,491	3,025,553	496,318	3,946,234
当期変動額							
剰余金の配当				205,510	205,510		205,510
当期純利益				410,216	410,216		410,216
自己株式の取得						69	69
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	204,706	204,706	69	204,636
当期末残高	867,500	549,500	149,062	3,081,197	3,230,259	496,387	4,150,871

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	7,283	3,953,518
当期変動額		
剰余金の配当		205,510
当期純利益		410,216
自己株式の取得		69
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	11,685	11,685
当期変動額合計	11,685	192,950
当期末残高	4,401	4,146,469

当事業年度(自2020年7月1日 至2021年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他	利益剰余金合計		
				利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	867,500	549,500	149,062	3,081,197	3,230,259	496,387	4,150,871
当期変動額							
剰余金の配当				119,877	119,877		119,877
当期純利益				355,715	355,715		355,715
自己株式の取得						348	348
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	235,837	235,837	348	235,489
当期末残高	867,500	549,500	149,062	3,317,034	3,466,096	496,735	4,386,360

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	4,401	4,146,469
当期変動額		
剰余金の配当		119,877
当期純利益		355,715
自己株式の取得		348
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	12,787	12,787
当期変動額合計	12,787	248,276
当期末残高	8,385	4,394,746

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	581,436	563,522
減価償却費	221,350	217,709
減損損失	3,744	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,646	2,637
賞与引当金の増減額(は減少)	4,980	48,901
完成工事補償引当金の増減額(は減少)	8,054	2,513
転貸損失引当金の増減額(は減少)	86,352	47,451
受取利息及び受取配当金	11,638	12,296
支払利息	102,091	102,160
事業譲渡損益(は益)	-	11,625
前払年金費用の増減額(は増加)	20,562	17,147
売上債権の増減額(は増加)	1,087,088	681,526
未成工事支出金の増減額(は増加)	112,213	205,022
不動産事業支出金の増減額(は増加)	200,000	41
仕入債務の増減額(は減少)	595,144	383,278
未成工事受入金の増減額(は減少)	351,047	187,891
預り保証金の増減額(は減少)	179,112	177,888
その他	376,887	656,677
小計	387,633	1,993,799
利息及び配当金の受取額	7,406	8,260
利息の支払額	99,902	104,491
法人税等の支払額	358,710	154,755
営業活動によるキャッシュ・フロー	838,840	1,742,812
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	626,077	381,447
定期預金の預入による支出	396,400	442,012
有形固定資産の取得による支出	48,774	78,684
事業譲渡による収入	-	12,992
差入保証金の差入による支出	235,365	245,854
差入保証金の回収による収入	-	100,611
長期貸付金の回収による収入	1,328	325
長期貸付けによる支出	6,225	-
その他	13,803	81,112
投資活動によるキャッシュ・フロー	73,162	190,062

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	728,000	710,000
長期借入れによる収入	450,000	1,100,000
長期借入金の返済による支出	817,147	766,261
社債の償還による支出	40,000	40,000
自己株式の取得による支出	69	348
配当金の支払額	205,269	119,930
リース債務の返済による支出	65,064	65,638
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,449	602,178
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	861,553	950,572
現金及び現金同等物の期首残高	1,610,682	749,129
現金及び現金同等物の期末残高	749,129	1,699,701

（５）財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

過年度において所得拡大促進税制にかかる法人税等の計上額を誤っていたため、前事業年度の法人税等の金額から39,462千円を控除しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、建設工事・土木工事の請負、不動産の売買、賃貸・建設総合管理事業及び高齢者向け介護事業を中心として事業活動を展開しています。従って、当社はこれらの事業に、製品・サービスを販売する市場及び顧客の種類等を加味して構成した「建設事業」、「不動産販売事業」、「建物管理事業」及び「介護事業」を報告セグメントとしています。

各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

建設事業：建設・土木の設計・管理及び請負業務を行っております。

不動産販売事業：土地・建物の購入販売を行っております。

建物管理事業：建物の保守点検・管理事業・家賃収納代行などの建物総合管理業務及び賃貸業務を行っております。

介護事業：高齢者向け介護事業を行っております。

2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一です。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	財務諸表 計上額 (注)2
	建設事業	不動産 販売事業	建物管理 事業	介護事業			
売上高							
外部顧客への売上高	10,002,689	-	3,707,133	4,941,048	18,650,871	-	18,650,871
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	10,002,689	-	3,707,133	4,941,048	18,650,871	-	18,650,871
セグメント利益	747,551	-	162,883	326,036	1,236,472	561,572	674,899
その他の項目							
減価償却費(注)3	8,443	-	23,683	116,573	148,700	33,905	182,606
のれんの償却額	-	-	-	38,744	38,744	-	38,744

(注)1. セグメント利益の調整額 561,572千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

減価償却費の調整額33,905千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産にかかる減価償却費等であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 減価償却費には長期前払費用等の償却額が含まれております。

4. 資産は、各報告セグメントに配分していないため記載しておりません。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	財務諸表 計上額 (注)2
	建設事業	不動産 販売事業	建物管理 事業	介護事業			
売上高							
外部顧客への売上高	11,179,368	33,030	3,628,411	4,960,358	19,801,167	-	19,801,167
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	11,179,368	33,030	3,628,411	4,960,358	19,801,167	-	19,801,167
セグメント利益	678,134	30,030	238,989	260,661	1,207,815	606,504	601,310
その他の項目							
減価償却費(注)3	6,410	-	23,918	122,307	152,635	33,475	186,111
のれんの償却額	-	-	-	38,744	38,744	-	38,744

(注)1. セグメント利益の調整額 606,504千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

減価償却費の調整額33,475千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産にかかる減価償却費等であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 減価償却費には長期前払費用等の償却額が含まれております。

4. 資産は、各報告セグメントに配分していないため記載しておりません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
関連会社に対する投資の金額	6,600千円	6,600千円
持分法を適用した場合の投資の金額	177,279	208,505
持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,743	34,710

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり純資産額	3,631円86銭	3,849円78銭
1株当たり当期純利益金額	359円30銭	311円58銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
当期純利益金額(千円)	410,216	355,715
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	410,216	355,715
期中平均株式数(千株)	1,141	1,141

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第49期)	自 2019年7月1日 至 2020年6月30日	2020年9月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第50期第3四半期)	自 2021年1月1日 至 2021年3月31日	2021年5月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年9月29日

工藤建設株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 野 中 信 男

指定社員
業務執行社員

公認会計士 石 倉 郁 男

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている工藤建設株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、工藤建設株式会社の2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2019年6月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2019年9月26日付けで無限定適正意見を表明している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、工藤建設株式会社の2020年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、工藤建設株式会社の2020年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程

を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年5月7日

工藤建設株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 野中 信男

指定社員
業務執行社員

公認会計士 石倉 郁男

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている工藤建設株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第50期事業年度の第3四半期会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年7月1日から2021年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、工藤建設株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当

と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。